

2019年（平成31年）年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率10%への引上げに伴い、水道料金等及び工業用水道料金の改定を行います。

<主な対象>

- ・水道料金（2019年（平成31年）10月1日使用分より【参考1】
ただし、経過措置があります。【参考2】参照）
- ・水道利用加入金（2019年（平成31年）10月1日申込分より【参考3】参照）
- ・工業用水道料金（2019年（平成31年）10月1日使用分より） など

【参考1】消費税引上げによる水道料金の影響額（2か月あたりの使用量が29m³（※1）の場合）

単位:円

使用水量		現在（8%）	10%引上げ後	差引(消費税影響額)
29m ³	水道料金	3,427	3,491	64
	下水道使用料	2,594	2,642	48
	合計	6,021	6,133	112

※1 世帯平均使用水量 29m³/2か月（29年度実績）

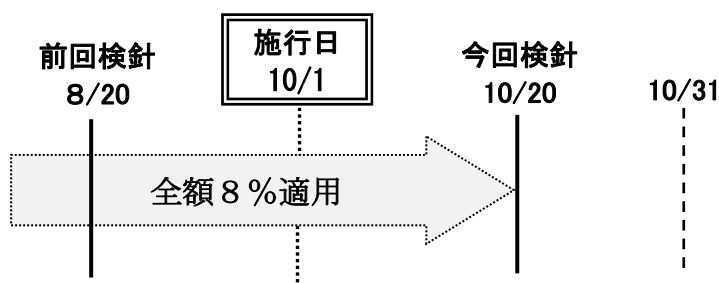
【参考2】水道料金の経過措置について

2019年（平成31年）10月1日より前から継続して御利用の場合については、以下のとおり経過措置（経過措置期間 2019年（平成31年）10月31日）があります。

1 2019年（平成31年）10月31日までに検針がある場合

全額旧税率（8%）が適用されます。

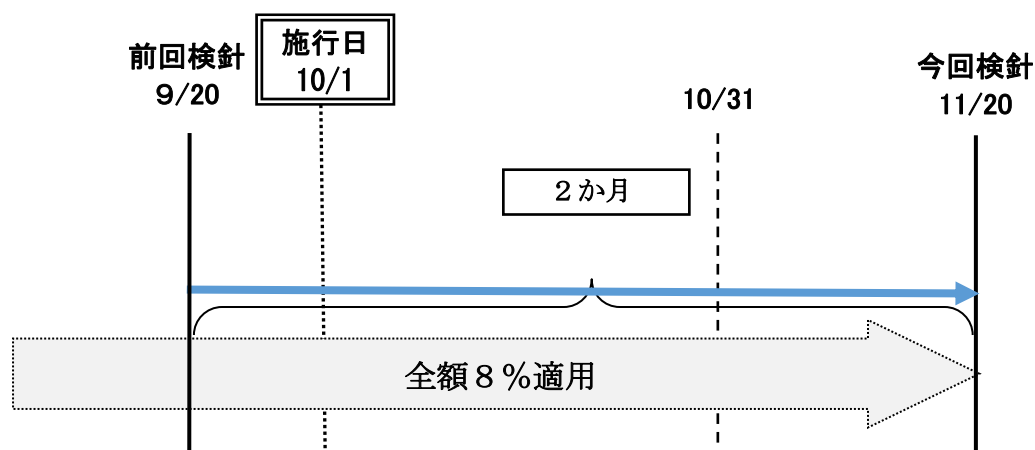
（例） 前回検針日が8月20日で、今回の検針日が10月20日の場合



2 経過措置期間の後（2019年（平成31年）11月1日以降）、初めての検針日が前回検針日から2か月以内の場合

旧税率（8%）が適用される部分は月割計算により算出することとなり、前回検針日から2か月以内の場合、全額旧税率（8%）が適用されます。

（例） 前回検針日が9月20日で、今回の検針日が11月20日の場合



【参考3】消費税引上げによる水道利用加入金の影響額

単位：円

メーター呼び径	現在（8%）	10%引上げ後	差引（消費税影響額）
25以下	162,000	165,000	3,000
うち家事用等（※2）	81,000	82,500	1,500
40	1,377,000	1,402,500	25,500
50	2,106,000	2,145,000	39,000
75	5,022,000	5,115,000	93,000
100	8,586,000	8,745,000	159,000
150	19,440,000	19,800,000	360,000
200以上省略			

※2 戸建住宅（家事用メーター呼び径25以下）及び共同住宅の給水装置の新設時にお支払いいただく水道利用加入金